

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例概要

1 保険料率の改定

第7期介護保険事業計画の策定により第1号被保険者に係る平成30年度から平成32年度までの保険料率について、第13段階の被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分するとともに、各段階の保険料率を次のとおり改定する。

被保険者の区分	現 行	改 正 案
	保険料率	保険料率 (H30～H32)
第1段階 (割合()0.45) 被保険者が老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が住民税非課税の者、生活保護法に定める被保護者、被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額()の合計が80万円以下の者等	29,160円	34,992円
第2段階 (割合0.625) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下で、第1段階に該当しない者等	40,500円	48,600円
第3段階 (割合0.75) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない者等	48,600円	58,320円
第4段階 (割合0.875) 被保険者が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下で、第1段階から第3段階までに該当しない者等	56,700円	68,040円
第5段階 (割合1.00) 被保険者が住民税非課税で、第1段階から第4段階までに該当しない者等	64,800円	77,760円
第6段階 (割合1.125) 被保険者の合計所得金額が125万円未満で、第1段階から第5段階までに該当しない者等	72,900円	87,480円
第7段階 (割合1.25) 被保険者の合計所得金額が125万円以上190万円未満で、第1段階から第6段階までに該当しない者等	81,000円	97,200円
第8段階 (割合1.50) 被保険者の合計所得金額が190万円以上250万円未満で、第1段階から第7段階までに該当しない者等	97,200円	116,640円
第9段階 (割合1.65) 被保険者の合計所得金額が250万円以上350万円未満で、第1段階から第8段階までに該当しない者等	106,920円	128,304円
第10段階 (割合1.85) 被保険者の合計所得金額が350万円以上500万円未満で、第1段階から第9段階までに該当しない者等	119,880円	143,856円
第11段階 (割合2.30) 被保険者の合計所得金額が500万円以上750万円未満で、第1段階から第10段階までに該当しない者等	149,040円	178,848円
第12段階 (割合2.55) 被保険者の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満で、第1段階から第11段階までに該当しない者等	165,240円	198,288円
第13段階 (割合2.80) 被保険者の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満で、第1段階から第12段階までに該当しない者等	181,440円	217,728円
第14段階 (割合3.10) 被保険者の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満で、第1段階から第13段階までに該当しない者等		241,056円
第15段階 (割合3.40) 第1段階から第14段階までに該当しない者		264,384円

基準額

割合...介護保険法施行令第39条第1項各号に定める割合を標準として区が定める割合(第1段階については、同条第5項に規定する減額賦課後の割合)

合計所得金額...地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(下記2の改正による控除を含む。)

2 第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に係る基準の改正

介護保険法施行令の一部改正（28.9.14 公布、30.4.1 施行）により、第1号被保険者の介護保険料の段階を判定する基準として用いている合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額）から、租税特別措置法で規定されている長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を基準とすることに伴い、所要の規定を整備する。

3 保険給付割合の改定

介護保険法の一部改正（29.6.2 公布、30.8.1 一部施行）により、現在、介護給付費の自己負担割合が2割である第1号被保険者のうち、一定以上の所得を有する第1号被保険者について当該自己負担割合が2割から3割に引き上げられることに伴い、当該被保険者に係る保険給付割合を次のとおり改める。

保険給付の種類等		保険給付割合	
		現 行	改 正 案
要介護認定等の前に緊急の事情等により必要と認める場合に給付するサービス費	特例居宅介護サービス費 特例地域密着型介護サービス費 特例施設介護サービス費 特例介護予防サービス費 特例地域密着型介護予防サービス費	サービス費の <u>100分の80</u>	サービス費の <u>100分の70</u>
災害等によりサービス費の負担が困難であると認める場合に給付するサービス費	居宅介護サービス費 特例居宅介護サービス費 地域密着型介護サービス費 特例地域密着型介護サービス費 施設介護サービス費 特例施設介護サービス費 居宅介護福祉用具購入費 居宅介護住宅改修費 介護予防サービス費 特例介護予防サービス費 地域密着型介護予防サービス費 特例地域密着型介護予防サービス費 介護予防福祉用具購入費 介護予防住宅改修費	サービス費の <u>100分の80</u> を超え <u>100分の100</u> の範囲内で区長が別に定める。	サービス費の <u>100分の70</u> を超え <u>100分の100</u> の範囲内で区長が別に定める。

4 施行期日

1 及び 2 は本年4月1日、3 は本年8月1日